事例No.	467
公表年度	H28
団体の属性	一部事務組合等
団体名	群馬東部水道企業団（群馬県）

事例区分	公営企業

タグ	・（公営企業）水道事業 ・公共施設の集約化等 ・（行政改革）業務の効率化

事例種類	広域化等

事例内容・タイトル

群馬東部地域の水道事業広域化

出典

雑誌「公営企業」先進事例紹介（平成28年５月号）

先進事例紹介



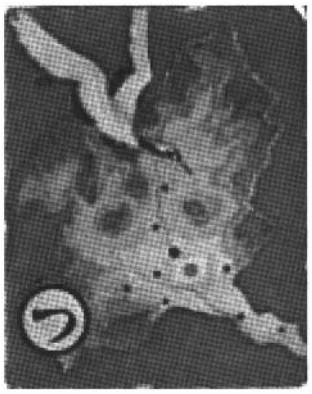
群馬東部地域の水道事業広域化

群馬東部水道企業団総務課長
小郷隆士

1. はじめに

群馬東部水道企業団は、群馬県東部に位置する太田市、館林市、みどり市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町及び邑楽町の 3 市 5 町で構成されています。

関東平野の北部、群馬県の東南部に位置し、みどり市の北部には足尾山地が連なっており、その山塊に源をもつ渡良瀬川と南に利根川という大きな河川が流れ、豊かな水資源と自然環境に恵まれた地域にあります。



群馬県では、県民全てが知っているというくらい生活に根付いた「上毛かるた」があります。その読み札の中に「つ」：鶴舞う形の群馬県があり、その鶴の形をした群馬県の首から頭にかけての部分が群馬東部水道企業団になります。また、東京都心から 100km 圏内に位置し、北関東自動車道が北部地域を通過して関越自動車道、東北自動車道と接続し、東武鉄道によって東京都に接続しています。

気候は、年間平均気温が 14℃前後と比較的温暖で、夏季の雷雨と冬季における北西の強風、「空っ風」が特徴であるほか、降雪も年間 2～3 日とほとんど無いため、四季を通して晴天が多い地域です。また、過去においても風水害も極めて少なく、恵まれた自然環境下にあります。

構成団体の平成 25 年度における行政区域内人口は、450,799 人で、全国的な傾向と同様に近年は減少傾向となっています。

2. 広域化の取組について

水道事業は、今後の人口減少に伴い給水収益が減少する中で、高度経済成長期に建設されました浄水場等の更新には大きな投資を必要とし、水道経営に多大な影響を及ぼすものと想定されており、このような課題に対処し水道事業の運営基盤を強化する方策として、水道事業の広域化が見出されました。

水道事業の広域化は、水道事業の財政面、人材を含む技術面や管理体制等の組織面、それぞれの基盤強化に有効と考えられます。投資的効果としては、地域全体での施設共有による浄水場等の統廃合を行うことにより、建設投資費用の削減と国庫補助の活用が可能となることが挙げられます。また、日常的管理業務を共同化し、効率的あるいは合理的な施設や人員を配置することにより費用削減を図りながらサービス水準を一定レベルに引き上げる効果等が期待できます。

群馬県東部に位置する 3 市 5 町は、こうした事業課題に対応するためのスキームとしての「広域化」に向けて、平成 24 年 7 月に広域研究会を立ち上げ、基本構想と基本計画の策定に取り組みました。

3. 研究会設立に至る背景

広域化を進めることができた背景には、両毛地域水道管理者協議会があります。
協議会の構成は、群馬県は、太田市、桐生市、館林市、みどり市の 4 市、栃木県は、足利市、佐野市の 2 市で計 6 市です。この管理者協議会の主な活動内容は、災害応援協定を締結し、応援接続管路を 17 ヶ所で水道管が接続、また、協議会で定期的に会議を開催しており、両毛の 6 市が仲良くなっています。両毛 6 市は、事務レベルの年 6 回に及ぶ各種会議が開催され、約 30 年の歴史を持っています。そこで、両毛 6 市の広域化についての研究会も進めていました。

平成 23 年には、経済産業省のモデル事業として、地域経済活性化のための公営水道事業における官民連携の推進支援を行っていただいた結果、邑楽 5 町においても抱えている課題が同じということもあり、加わることになり、群馬東部 3 市 5 町の現在の構成団体が完成しました。

4. 構成団体共通の課題

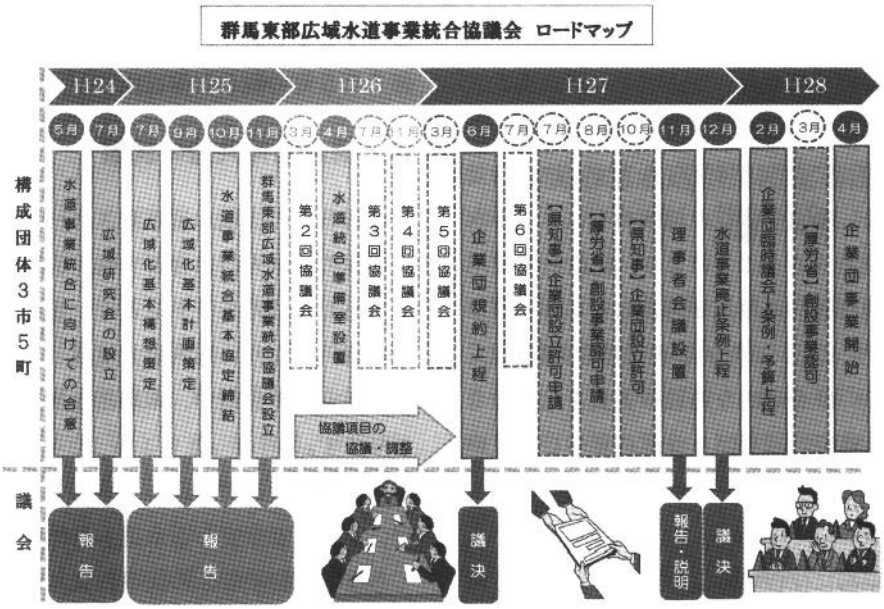
3 市 5 町の広域水道事業スケールですが、構成団体の給水人口は合計で 44.7 万人、給水量は、1 日あたり 17 万 5 千トンとで、事業収益は全体で 89 億円になり、県内最大規模としての安全で安心な安定を目指す、末端給水事業の企業団となります。

構成団体共通の課題としまして、施設の老朽化により、安全安心な水道水供給の危機が迫ってきます。給水収入の減少により、安定した事業運営の崩壊につながります。職員の減少により、水道技術のノウハウ、技術継承の喪失が生じ、基盤不安定化により危険なリスクの対応や環境問題の遅延が考えられます。

そこで、広域化で改善できるとした事項としては、
〇施設の有効活用としては、22 の施設を統廃合していき、平成 36 年度までに 14 施設
〇各市町が抱える課題（施設の更新、安定した事業運営、技術の継承、危機管理）の課題を改善
〇包括業務委託等の活用による機能集約からコスト削減
〇事業規模拡大による計画的投資の実現

○各種災害に対するリスクマネジメント強化
○流域全体の環境等への対策
などの課題を解決できると考えました。
　広域化を進める理由に
◎単独施設更新による無駄を軽減するための早期実現
◎交付金など活動推進する手段の積極的な活用
を考えております。

5. ロードマップ



　まずは、ロードマップ上の転換点として、ボトムアップからトップダウンです。ワーキンググループで広域化におけるメリットの検証とロードマップを策定しました。平成 24 年 5 月には、8 構成団体の首長会議を開催し、各市長・町長へ広域化研究を説明しました。
　トップへの説明は、市民サービスの充実、料金安価の維持、安全・安心の強化、持続可能な経営のイメージから、メリットをフォローし、デメリットはほとんど見当たらないとしました。各首長からの承認を得ることによって、広域化がボトムアップからトップダウンへなりました。同時に、統合時期を明確化し、戦略的な目標時期を設定しました。平成 24 年 7 月に研究会を設立し、基本構想、基本計画を策定しました。
　基本構想は、構成団体の事業評価と課題を抽出し、広域化で目指す将来の目標を設定しました。基本計画では、基本構想をベースにした事業計画を策定し、その事業計画を反映させた財政計画を策定しております。
　統合後の水道料金につきましては、平成 28 年 4 月 1 日の統合時に、水道料金は統一しないこととしております。統合後におきまして、事業運営の状況をみながら 3 市 5 町の構成団体をメンバーとします審議会を立ち上げ、検討することとしました。

その理由といたしましては、事業統合におきまして、水道料金の問題は、障害要因ともなりかねず、これによりまして統合が破談することもあるためで、事業統合の目的を目指し、早急に事業統合を果たしたいとしたため、水道料金の問題は、8 団体の首長の了承も得て、統合後としました。ただし、広域研究の段階では、各水道事業の現状評価を行い、これから必要な建設投資を把握し、これらを執行した場合の将来の給水原価の算出も行っております。

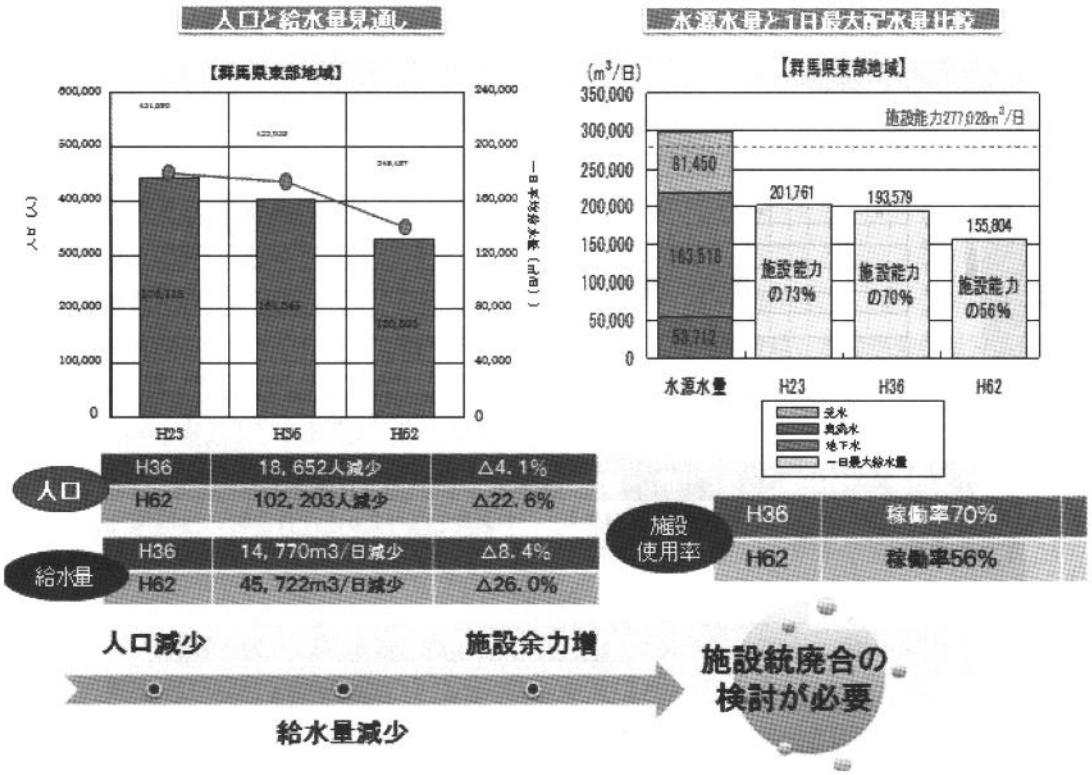
戦略方針としまして、水道ビジョンの目標にも沿うよう、

○「安心安全」として、再構築整備事業として施設の統廃合

○「強靭」として、交付金による更新事業の加速

○「サービスの持続」として、持続可能な事業計画として 10 年間の黒字確保としました。





課題分析としまして、将来の水需要予測として、3 市 5 町の「人口と給水量見通し」「施設使用率」を現しております。

平成 36 年度の人口は 4.1%減少、給水量が 8.4%減少、施設稼働率が 70%になっていまい、施設統廃合の検討が必要となりました。

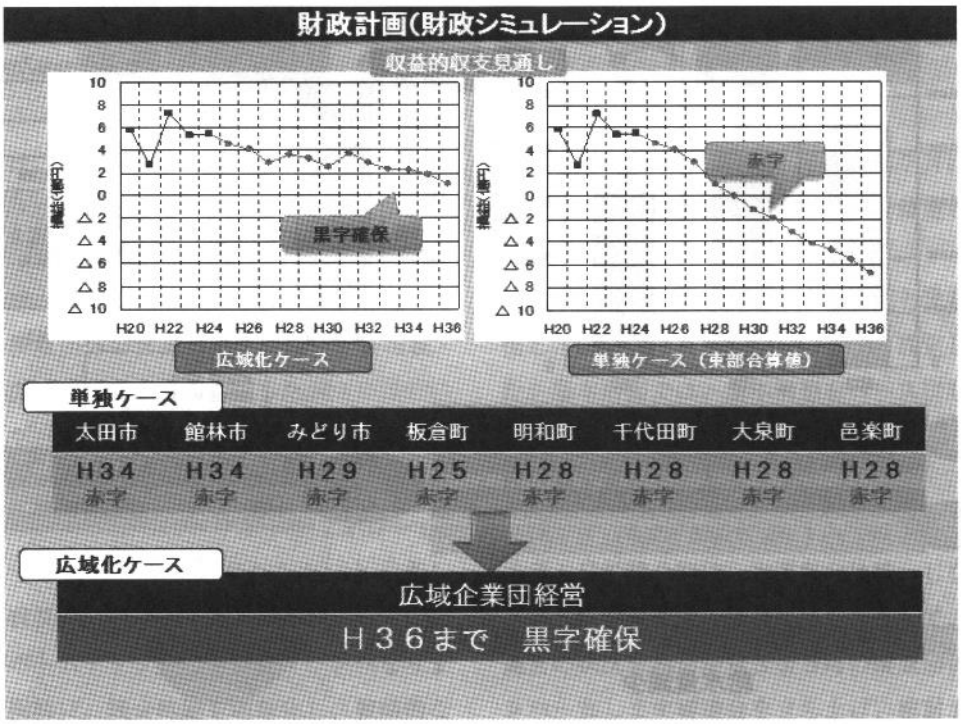
この表からもわかりますように、基本構想を作成したことにより、今まで人口や給水量が減少するのはわかっていましたが、自分の市や町の水道事業の将来が、不透明であったものが透明になった瞬間でありました。

6. 事業費と費用削減効果

経営方針としては、重複投資を避けた施設の合理的利用と浄水場等の統廃合による建設投資費用の削減と国庫補助の活用、事業運営の効率化や包括業務による費用削減を図ります。また、サービス水準や品質を向上させ、顧客満足度を高めるとともに、安価な水道水の供給を目指します。

広域化に伴う水道施設の再構築に係る施設整備の事業費は、平成 27 年度から平成 36 年度まで 65 億円、再構築整備事業として、広域化に伴う水道施設の再構築に係る施設整備の事業費を平成 27 年から平成 36 年までで 54 億円、更新需要費として施設や管路の更新について、実績を踏まえて最大限延命化する条件で試算し、かつ財政状況を悪化させないように優先度を踏まえて事業を行うもとして 283 億円、国庫補助（交付金 97.6 億円を活用）を最大限活用し、利用者の負担軽減につなげます。

また、広域化による費用削減効果として、施設再構築による統廃合等による建設事業費の削減として 10 年間で 17 億円、国庫補助（交付金）活用による投資、水道事業者の負担を 10 年間で 97 億円削減、包括業務委託拡充による人件費及び維持管理費を年間 2.5 億円削減する計画です。



財政シミュレーションでの収益的収支の見通しですが、左の広域化ケースでは、3 市 5 町を合わせて、10 年間黒字を確保できる試算であります。このグラフは、すべての老朽管や老朽管施設の更新も行っても黒字を確保できるものです。石綿管は 8 団体で 230km あり 10 年間ですべてを更新いたします。右の単独ケースでは、平成 34 年度までにすべての自治体が赤字になってしまいます。

構成団体	施設	管路			総事業費（百万円）
	事業費（百万円）	更新対象管路		事業費（百万円）	
		延長（m）	代表的な管種		
太田市	1,932	82,099	石綿セメント管	6,921	8,852
館林市	2,323	13,493	石綿セメント管、鋳鉄管、ポリエチレン管	2,889	5,212
みどり市	715	33,094	石綿セメント管	2,684	3,400
板倉町	957	23,796	石綿セメント管、鋳鉄管、硬質塩化ビニル管	1,837	2,794
明和町	214	21,292	石綿セメント管、鋳鉄管	1,775	1,989
千代田町	135	11,685	石綿セメント管	1,052	1,187
大泉町	364	31,672	石綿セメント管、鋳鉄管、硬質塩化ビニル管	2,635	2,999
邑楽町	712	13,682	石綿セメント管	1,205	1,917
合計	7,352	230,813	－	20,998	28,350

注1）事業費＝概算工事費＋調査・設計費
注2）館林市の更新対象延長には、配水支管更新事業分は含まれていない

広域化に伴う国庫補助として「水道広域化促進事業費」を活用します。5 年毎の事業計画による 10 年間を対象とします。平成 27 年度からは、補助制度が再編され、「生活基盤施設耐震化等交付金」制度として、「水道事業運営基盤強化推進事業」を活用します。

その実施条件としまして、

① 都道府県水道ビジョンに基づく圏域における広域化
② 市町村域を超えて 3 事業者以上の広域化
③ 給水人口 5 万人以上
④ 資本単価が 90 円／m3 以上の水道事業体を広域化に含む
⑤ 平成 36 年度までに着工した事業（交付期限は平成 41 年度まで）
⑥ 補助率は、1／3 です。

7. 事業統合協議会設置

平成 25 年 10 月 21 日に、8 構成団体の首長による水道事業統合協定調印式を行いました。

【協定書条文】

（統合の目的）

第 1 条　この統合は、水道事業の経営基盤、技術基盤の強化と安定した経営を行うことにより、構成市町の水道使用者に対して、より安全で安心な水道水を安定的に供給し、公衆衛生の向上と生活環境の改善を図ることを目的とする。

（統合の期日）

第 2 条　統合の期日は、平成 28 年 4 月 1 日とする。

（統合の方法）
第 3 条　太田市水道事業、館林市水道事業、みどり市水道事業、板倉町水道事業、明和町水道事業、千代田町水道事業、大泉町水道事業及び邑楽町水道事業をそれぞれ廃止し、群馬東部広域水道事業（以下「統合後の水道事業」という。）を創設するものとする。
（水道事業用資産）
第 4 条　構成市町は、統合時において、水道事業の用に供しているすべての資産等を統合後の水道事業に引き継ぐものとする。（供給条件）
第 5 条　水道料金については、統一する。ただし、経過措置期間を設ける。

企業団設立に向けた組織の構築のため、平成 25 年 11 月 26 日に群馬東部広域水道事業統合協議会を発足しました。協議会は実質的な企業団創設のための組織であり、メンバーは 8 構成団体の首長です。

協議会の下には、担当部課長で構成された幹事会、係長以下の担当職員による専門部会を設置して事務の調整を図りました。

協議会を発足しましたが、広域化に伴う国庫補助を活用するための採択基準として、統合予定日が協定書等の締結から 3 年以内であるものと、採択基準が定められていました。

また、4 年毎に各構成団体の首長が代わってしまう場合がありますので、3 年で水道事業の統合を図っていくことにしました。事業統合には、いくつかのメニューがありますが、平成 28 年 4 月 1 日に水道事業を統合して、企業団の設立を目指して事務を進めました。

5 つの専門部会ですが、

① 総務管理部会は、企業団経営に必要な組織全般に関する事務事業と企業財政に関する事務事業として、53 事業
② 営業業務部会は、料金システムや営業業務部会全般に関する事務事業として、17 事業
③ 給水業務部会は、給水業務全般や業務委託等に関する事務事業として、34 事業
④ 工務建設部会は、基本計画における事業遂行や技術的基準等に関する事務事業として、18 事業
⑤ 維持管理部会は、浄水施設等の運転管理、水質管理及び業務委託等に関する事務事業として、21 事業の調整を図りました。

平成 26 年度は 4 月に統合準備室を設置し、また、第 3 回協議会を 7 月 11 日に開催し、企業団設立に必要な 15 項目のうち、8 項目につきまして、協議をしていただき、承認をいただきました。

平成26年７月11日　第３回協議会		
議題	項目	概要
議案第６号	事業統合の方法に関すること （協議項目１）	新たな広域水道事業創設
議案第７号	事業統合の時期に関すること （協議項目２）	平成28年４月１日
議案第８号	一部事務組合の名称に関すること （協議項目３）	「群馬東部水道企業団」
議案第９号	一部事務組合の事務所の位置に関すること （協議項目４）	太田市水道庁舎
議案第10号	一部事務組合の支弁の方法に関すること （協議項目７）	均等割10・給水人口割90
議案第11号	条例・規則等の取扱に関すること （協議項目10）	新たな制度の創設
議案第12号	組織機構の取扱に関すること （協議項目12）	管理・サービス水準向上等ができる組織機構
議案第13号	各種事務事業の取扱に関すること （協議項目15）	例規の新創設・水道料金の現行維持

第４回協議会を平成 26 年 11 月 26 日に開催し、6 項目につきまして、協議をしていただき、承認をいただきました。

平成26年11月26日　第４回協議会		
議題	項目	概要
議案第14号	一部事務組合の議会議員の定数及び任期の取扱に関すること（協議項目５）	定数12人 構成団体任期と同期
議案第15号	一部事務組合の執行機関の組織及び選任の方法に関すること（協議項目６）	企業長１人、副企業長３人 首長互選　構成団体任期と同期
議案第16号	特別職の職員の身分の取扱に関すること （協議項目８）	報酬等は、他の一部事務組合を参考
議案第17号	一般職の職員の身分の取扱に関すること （協議項目９）	定数は条例で定める 企業長が任免
議案第18号	使用料・手数料等の取扱に関すること （協議項目13）	水道使用料は、現行のまま手数料等は統合時統一
議案第19号	各種事務事業の取扱に関すること （協議項目15）	手数料・加入金は太田市の例により調整

第５回協議会を平成 27 年 3 月 25 日に開催し、1 項目と規約（案）につきまして、協議をしていただき、承認をいただきました。

平成27年３月25日　第５回協議会		
議題	項目	概要
議案第20号	慣行の取扱に関すること （協議項目11）	新たな一部事務組合において新たに協議
議案第21号	群馬東部水道企業団規約（案）について	構成市町議会へ上程

群馬東部広域水道統合協議会			
No.	協議項目	調整方針	摘要
1	統合の方法	新たな水道事業の創設	厚生労働省事業認可不可欠
2	統合の時期	平成28年４月１日	事業認可予定日
3	組合の名称	「群馬東部水道企業団」	「企業団」使用は、地方公営企業法で規定
4	事務所の位置	太田市浜町11－28	現太田市水道局庁舎
5	議会議員の定数及び任期	定数12人　構成団体別定数設定	「東毛広域市町村圏振興整備組合」議会構成を参考
6	執行機関の組織及び選任の方法	企業長１人・副企業長３人 首長互選	首長構成補助機関「理事者会議選任の方法 首長互選 」を設置
7	組合の支弁の方法	新たな出資等発生の場合 均等割10：給水人口割90で支弁	現時点で、新たな出資等の予定はない
8	特別職の身分の取扱	特別職は、企業長・副企業長	報酬等は他の一部事務組合を参考
9	一般職の身分の取扱	職員定数は条例で整備	職員は構成団体派遣による
10	条例・規則等の取扱	新たな制度等の創設	具現化は H27年度で
11	慣行の取扱	新企業団で調整	新団体のシンボルの提案
12	組織機構の取扱	基本方針に基づく組織機構案策定	組織計画策定
13	使用料・手数料等の取扱	料金は現行継承　加入金・手数料は統一	給水条例にて規定
14	電算システム等の取扱	効率的なシステム構築	料金管理・財務会計システム等の構築
15	各種事務事業の取扱	料金・加入金・手数料の取扱を設定	料金は現行どおりとする 加入金・手数料は太田市の例により調整

そして、平成 27 年 6 月に構成団体議会において「群馬東部水道企業団の設立について」の議案を上程し、議決をいただきました。

同年 7 月に開催されました協議会におきまして、設立に向けた協議を行い、構成団体の首長の同意を得て、企業団の設立許可申請書を群馬県知事宛提出いたしました。それと同時に、厚生労働省と創設事業認可申請に向けた協議も開始しました。そして、群馬県知事より同年 10 月 1 日付けで企業団の設立許可をいただきました。

企業団設立後は、職務執行者として規約施行後、速やかに企業団の関連事務を執行することができるよう、企業長が選任されるまでの間は、協議会の会長市（群馬東部広域水道事業統合）の長である太田市長が企業長の職務を執行することと定め、企業団の運営に必要な条例や予算を専決処分し、統合の準備を進めました。

11 月 26 日には、首長で構成される理事者会議を開催し、企業長 1 名、副企業長 3 名を選任しました。

12 月には、構成団体議会におきまして、企業団議会議員の選挙、水道事業の廃止条例について上程し、議決を得ております。

水道事業の廃止につきましては、町は県の衛生食品課に提出し、市は創設事業認可申請と一緒に厚生労働省へ提出をしました。

平成 28 年 2 月には、群馬東部水道企業団議会を開催し、企業団に必要な条例、平成 28 年度水道事業会計予算を上程し、承認を得ました。平成 28 年 3 月 29 日には、厚生労働省より創設事業認可をいただき、4 月より企業団による水道事業運営を開始しました。

8. 企業団組織と職員について

基本計画における段階別職員数では、平成 24 年度の実績 97 人に対して全体職員数を 88%まで減少させ、平成 28 年度統合時の職員数は 85 名を予定していましたが、スタート時の組織は、特別職として企業長 1 名、副企業長 3 名、補助組織として局長以下 78 名の職員を構成団体より職員を派遣していただきました。

機構といたしまして、局長 1 名、次長 1 名課長 5 名、課長補佐以下 68 名、再任用 3 名です。

今後は、更に施設整備計画の目標年度とする平成 36 年度までには 53%までに減少させ、太田市と館林市で実績があります包括業務委託を導入しまして、少ない職員数で効率の良い業務を実施するものです。

9. おわりに

企業団構成市町のひとつである太田市では、平成 19 年 4 月より水道事業包括業務委託を実施し、水道事業及び下水道事業の管理、運営を、民間企業に委託をしてきました。さらに、平成 24 年 4 月には、業務委託の内容に施設整備業務を追加するなど委託業務を拡大しています。この包括業務委託は、経営削減を始め、受付・窓口申請の改善、人材の育成等様々な分野で大きな成果をあげており、経営基盤の強化に役立っています。

包括業務委託は、館林市でも実施されており、同様に経営基盤強化に大きな成果をあげていることから、事業統合にあたっても企業団全域を対象とした包括業務委託を導入することとしております。

また、企業団構成市町は、群馬県用水供給事業の新田山田用水供給事業（平成 2 年供給開始）と東部地域用水供給事業（平成 9 年供給開始）から受水をしています。

今後は、群馬県用水供給事業との統合につきましても随時協議を進めており、今後も調整を図っていきます。